



平成 28 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社フュージョンパートナー
代 表 者 名 代表取締役社長 椰野 憲克
(東 証 一 部 ・ コ ー ド 4 8 4 5)
問 合 せ 先 経営管理本部長 呉 裕 紀
(T E L 0 3 - 6 4 1 8 - 3 9 6 0)

(修正) 社名変更を含む定款の変更に関するお知らせ

平成 28 年 8 月 30 日に開示いたしました「社名変更を含む定款の変更に関するお知らせ」に、一部修正がございますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 修正理由

当社は、平成 28 年 9 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議する「社名変更を含む定款一部変更の件」について、「役員報酬の改定」および「役員定員の変更」についても、将来的な会社規模の拡大に備えるために準備しておくことを目的として今回の株主総会に議案としてあわせて付議する予定でありましたが、株主の皆様には様々な誤解を与える可能性があることから、本日開催の取締役会において、定款変更案のうち「役員報酬の改定」および「役員定員の変更」の 2 つに関する項目を削除し、「商号変更に伴う定款一部変更の件」のみとすることを決議いたしました。

2. 修正内容

【修正前】

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

ブランド力強化のための施策の一環として、変更するものであります。

(2) 新商号 (英文表記)

株式会社スカラ (英文: Scala, Inc.)

(3) 変更予定日

平成 28 年 12 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 役員報酬の改定
経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮して、変更するものであります。
- ② 役員定員の増員
経営体制の一層の強化を図るため、変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は、別紙の「定款新旧対比表」の通りであります。

(3) 日程（予定）

- ① 取締役会決議日 平成 28 年 8 月 30 日
- ② 定時株主総会決議日 平成 28 年 9 月 29 日
- ③ 効力発生日（報酬等・員数） 平成 28 年 9 月 29 日
- ④ 効力発生日（商号） 平成 28 年 12 月 1 日

3. 変更の条件

上記の内容につきましては、定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

【修正後】

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

ブランド力強化のための施策の一環として、変更するものであります。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社スカラ（英文：Scala, Inc.）

(3) 変更予定日

平成 28 年 12 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記 1. 商号の変更（1）変更の理由に、記載の通りであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は、別紙の「定款新旧対比表」の通りであります。

(3) 日程（予定）

- ① 取締役会決議日 平成 28 年 8 月 30 日
- ② 定時株主総会決議日 平成 28 年 9 月 29 日
- ③ 効力発生日 平成 28 年 12 月 1 日

3. 変更の条件

上記の内容につきましては、定時株主総会において別紙の「定款新旧対比表」の通りの定款変更案が承認可決されることを条件といたします。

以 上

(別紙)

定款新旧対比表

【修正前】

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社フュージョンパートナー</u> と称し、英文では <u>Fusion Partners, Co.</u> と表示する。 | (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社スカラ</u> と称し、英文では <u>Scala, Inc.</u> と表示する。 |
| (員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。 | (員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>5名以上</u> とする。 |
| (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、年額 <u>5億円</u> 以内とする。なお、これには使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まない。 | (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、年額 <u>30億円</u> 以内とする。なお、これには使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まない。 |
| (員数) 第30条 当社の監査役は、 <u>5名以内</u> とする。 | (員数) 第30条 当社の監査役は、 <u>3名以上</u> とする。 |
| (報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、年額 <u>1億円</u> 以内とする。 | (報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、年額 <u>3億円</u> 以内とする。 |

【修正後】

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社フュージョンパートナー</u> と称し、英文では <u>Fusion Partners, Co.</u> と表示する。 | (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社スカラ</u> と称し、英文では <u>Scala, Inc.</u> と表示する。 |